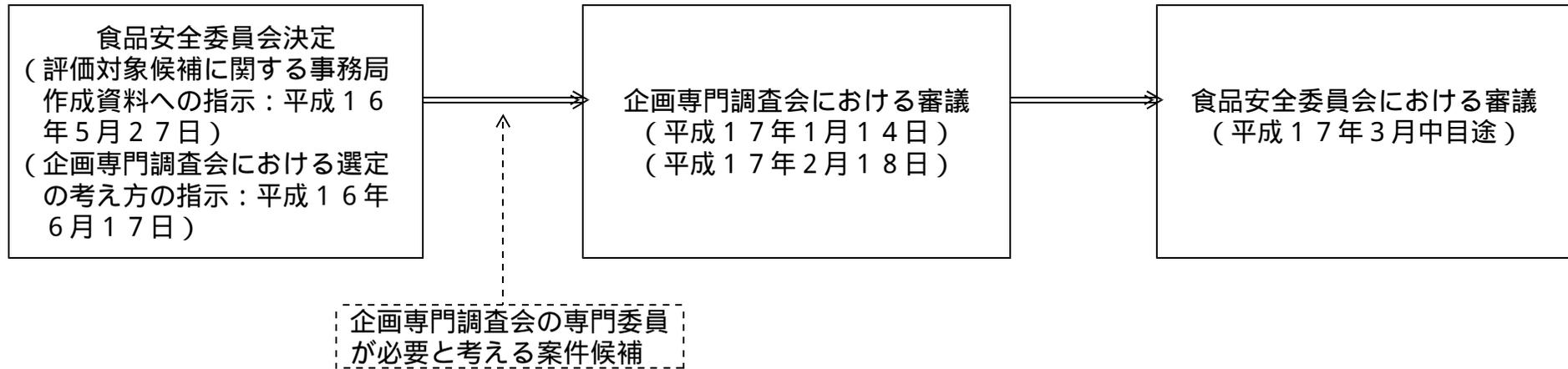


食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件選定の方法



企画専門調査会に提出する資料に盛り込む事項
(平成16年5月27日食品安全委員会決定)
関係機関、マスメディア等の情報
食の安全ダイヤル、
食品安全モニター報告等の情報
委員会への要望書等の情報

企画専門調査会における評価対象候補の選定の考え方
(平成16年6月17日食品安全委員会決定)
次の3つのいずれかに該当するもの^注の中から食
品健康影響評価の優先度が高いと考えられるものを
候補として食品安全委員会に報告する。
国民の健康への影響が大きいと考えられるもの
危害要因等の把握の必要性が高いもの
評価ニーズが特に高いと判断されるもの
注：食品安全委員会の食品健康影響評価やリスク管理機関
での対応が適切に行われているものを除く。

平成17年3月中を目途に、食品安全委員会
において、自ら食品健康影響評価を行う対象
について審議。
科学的知見が十分存在するもの
直ちに食品健康影響評価に着手
科学的知見が不十分なもの
調査事業等を実施
科学的知見を整理し、国民に対し情報提
供することが有用と考えられるもの
ファクトシートを作成